

箱根町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年8月

目次

第1章 総論(はじめに)

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
2	取組の経緯	5
3	行動計画の作成	6

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	10
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	11
5	対策推進のための役割分担	13
6	行動計画の主要6項目	16
	(1) 実施体制	16
	(2) 情報提供・共有	17
	(3) 予防・まん延防止	19
	(4) 予防接種	19
	(5) 医療	24
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	25
7	行動計画実施上の留意点	25
8	発生段階	25

第3章 各段階における対策

1	未発生期	28
	(1) 実施体制	28
	(2) 情報提供・共有	29
	(3) 予防・まん延防止	30
	(4) 予防接種	30
	(5) 医療	31
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	32

2	海外発生期	33
	(1) 実施体制	33
	(2) 情報提供・共有	34
	(3) 予防・まん延防止	34
	(4) 予防接種	35
	(5) 医療	35
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	36
3	県内未発生期	37
	(1) 実施体制	37
	(2) 情報提供・共有	39
	(3) 予防・まん延防止	39
	(4) 予防接種	40
	(5) 医療	41
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	41
4	県内発生早期	43
	(1) 実施体制	43
	(2) 情報提供・共有	44
	(3) 予防・まん延防止	45
	(4) 予防接種	45
	(5) 医療	46
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	47
5	県内感染期	48
	(1) 実施体制	48
	(2) 情報提供・共有	49
	(3) 予防・まん延防止	50
	(4) 予防接種	50
	(5) 医療	51
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	52
6	小康期	54
	(1) 実施体制	54
	(2) 情報提供・共有	55
	(3) 予防・まん延防止	56
	(4) 予防接種	56
	(5) 医療	56
	(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	56

7	主要6項目別の主たる対策と役割分担	57
8	発生段階別の町の主な対応	58
別添	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	60

=====**参考資料**=====

1	用語解説	62
2	特定接種の対象となる地方公務員	67
3	神奈川県内の感染症指定医療機関	68

第1章 総論(はじめに)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中にはその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関※、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置などの特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

※ 指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人をいう。指定地方公共機関とは、特措法第2条第7号の規定に基づき公共的機関及び公益的事業を営む法人で知事の指定するものをいう。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年(2008年)の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に、新型インフルエンザ行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応などについて、多くの知見や教訓などが得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年(2012年)5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

3 行動計画の作成

本町では、新型インフルエンザが出現した場合に、公衆衛生的介入により、感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、本町における対策をとりまとめ、平成21年(2009年)5月に「箱根町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

このたびの特措法の制定に伴い、国では、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」を平成25年(2013年)6月に作成し、県においても、特措法第7条に基づき、同年8月に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」を作成した。

本町においても、特措法第8条の規定により、神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、これまでの計画を見直し、「箱根町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成する。

町行動計画では、町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置(特定接種や住民接種等の予防及びまん延防止に関する事項)等の事項を定めるものとする。

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、次のとおりとする。

- ◇感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ※」という。)
- ◇感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※ 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

＝ 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する 基本的な方針 ＝

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患し、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の能力を超えてしまうということから、国では、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

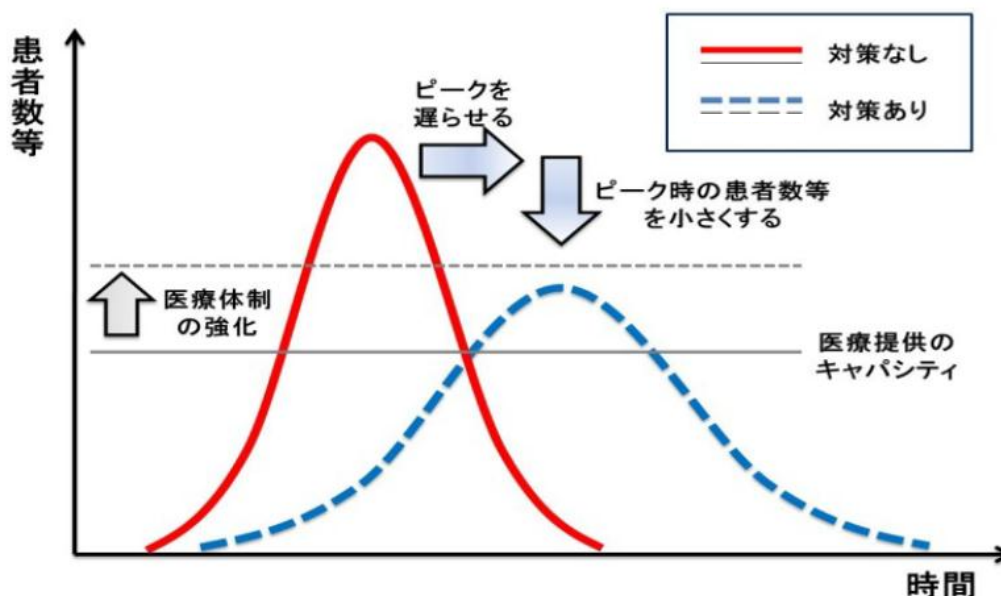
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保し、流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。また、必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らし、事業継続計画の作成、実施等により、医療提供の業務、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果概念図 >



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることから、国の基本的な考え方としては、過去の経験等を踏まえ、一つの対策に偏重せず、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、複数の対策の選択肢を示すものとしている。

(1) 発生段階に応じた対策

① 発生前

- ◇国により行われる水際対策や抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備
- ◇県により行われる抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄や県内の医療体制整備など
- ◇町は、国・県の動向を把握し、町民に対する啓発や町、事業者などによる事業継続計画の作成など、発生に備えた事前準備を周到に行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

② 海外発生

◇海外で発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

◇病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を検討する必要があるが、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。

③ 国内発生(当初段階)

◇感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

◇患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬などによる治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討などに協力する。

◇病原性に応じては、町は、県が実施する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

◇国内外の発生当初等の病原性・感染力などに関する情報が限られている場合には、過去の知見なども踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施する。

◇常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

◇状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図る等見直しを行うこととする。

④ 国内発生(感染拡大)

◇国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う。

◇社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し状況に応じて臨機応変に対処していく。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の対策は、医療と医療以外の対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

① 医療

◇町民へのワクチン接種や抗インフルエンザ薬の使用。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

② 医療以外

- ◇不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限などの要請、各事業者における業務縮小などによる接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ◇すべての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討する。
- ◇事業者の従業員の罹患などにより、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきこととして町民に呼びかけることも必要である。

(3) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ◇事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。
- ◇日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ◇特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときに、特措法、その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意するものとする。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請など(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、さらには、町民の権利と自由に制限を加える場合は必要最小限のものとする(特措法第5条)。その際には、町民に対し丁寧に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるようなものとなっている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生しても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬などの対策が有効である場合には、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部(特措法第34条)は、政府対策本部(特措法第15条)、県対策本部(特措法第22条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状による飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力など)や宿主側の要因(人の免疫の状態など)、社会環境等多くの要素に左右され、さらに、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、被害を想定した。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

具体的には、発病率は、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率は、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国及び県が推計した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を次のとおり試算した。

<箱根町における新型インフルエンザ流行時の患者数の試算>

○医療機関を受診する患者数 約1,280人～約2,450人

入院患者数	中程度	重 度
	～約50人	～約195人
死亡者数	中程度	重 度
	～約15人	～約60人

※ 県の人口を約900万人、町の人口を12,500人（平成26年4月1日現在）として算出

<県行動計画における神奈川県内の新型インフルエンザ患者数の試算>

	神奈川県		全 国	
医療機関を受診する患者数	約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	中程度	重 度	中程度	重 度
	～約3万7千人	～約14万1千人	～約53万人	～約200万人
死亡者数	中程度	重 度	中程度	重 度
	～約1万2千人	～約4万5千人	～約17万人	～約64万人

- 1 神奈川県は、神奈川県年齢別人口統計調査(平成22年1月1日現在)データにより試算。
- 2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザ等での致命率を0.53%(中程度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%(重度)として、国の被害想定を参考に想定した。
- 3 この推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況などを一切考慮していない。
- 4 この推計による被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

- ◇国民(町民)の25%が流行期間(約8週間)に最盛期を作りながら順次罹患する。
- ◇罹患者は1週間～10日間程度罹患し、欠勤する。
- ◇罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ◇最盛期(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護など(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最盛期(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体などが実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として、万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)。世界保健機関(WHO)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。(特措法第3条第3項)

- ◇新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ◇指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ◇新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ◇対策の実施は、医学・公衆衛生などの専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を進める。

(2) 県の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

- ◇特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。
- ◇国及び市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(3) 町の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）

- ◇町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ◇対策の実施にあたっては、県や近隣市町村などと緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ◇新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ◇新型インフルエンザ等の発生前から、患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成及び地域における医療連携体制の整備を進める。
- ◇診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(5) 指定(地方)公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

◇新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

◇新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。
(特措法第4条第3項)

(7) 一般の事業者

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。(特措法第4条第1項及び第2項)

◇新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

◇国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

(8) 個人(町民)

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策などについての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

◇新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用(医療機関を受診する際の待合室感染を予防)・咳エチケット・手洗い・うがいなどの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

◇新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品・持病の薬(2週間分)等の備蓄を行うよう努める。

6 行動計画の主要6項目

町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策については、「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療」、「(6)町民生活及び地域経済の安定の確保」の6つの項目に分けて、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点は次のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取組む必要がある。そのため、国、県、事業者などと相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められている。

① 発生前

◇町は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の推進、情報の共有化、具体的対策の実施等について、発生時に備えた準備を進める。

② 発生後

◇国が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、「箱根町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策等を決定し、実施する。また、必要があると認めるときは、町対策本部に専門部を置くことができる。

○ 箱根町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合は、直ちに全庁的な推進体制として、町長を本部長とする「箱根町新型インフルエンザ等対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置し、県の対処方針に基づき、町の対処方針、対策等を決定する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	企画観光部長、総務部長、福祉部長、環境整備部長、特定政策推進室長、教育次長、消防長、その他本部長が指名する町職員
事務局	健康福祉課

※政府対策本部長が、「緊急事態解除宣言」をしたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

○ 箱根町新型インフルエンザ等対策本部会議

新型インフルエンザ等が発生し、対策本部が設置された場合、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「対策本部会議」という。)を招集する。

また、本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他町の職員以外の者を対策本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

○ 箱根町新型インフルエンザ等対策本部専門部

新型インフルエンザ等が発生し、対策本部が設置された場合、本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に専門部を置くことができる。

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策のすべての発生段階において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々がその役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。

また、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけではなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意するとともに、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

情報提供の手段としては、ホームページ、情報配信メール、防災行政無線等を活用するとともに、長期の周知に際しては、広報はこね、回覧まちだより等を活用する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

町民にとって情報を受け取る媒体や受け取り方は様々であると考えられ、障がいを持つ人など、情報が届きにくい人に配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。また、本町は多くの観光客が滞在しているため、指定地方公共機関や関係機関との連携を図り、多様な媒体を用いて情報提供の手段を確保する。

情報提供にあたっては、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることや提供する情報の内容について統一を図ることが肝要である。県が、広報担当（スポークスパーソン）を設置して情報提供の一元化を図り、県内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行うので、町は、その情報の把握に努めるとともに、正確に町民に向けて発信する必要がある。

なお、本町には、外国籍町民はもとより、国際的な観光地として多くの外国人観光客も来訪しており、また、新型インフルエンザ等の発生国から観光客が来町する可能性もあるため、新型インフルエンザ等に関する正確な情報を、可能な限り多言語により提供する。

① 発生前

- ◇新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報について、県などと連携して、町民、医療機関、事業者などに情報提供する。
- ◇児童・生徒については、学校は集団感染が発生するなど、感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会などと連携して感染症や公衆衛生についてわかりやすく情報提供する。

② 発生時

- ◇発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況などについて、また、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのかなど)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にし、患者等の人権にも配慮して、迅速でわかりやすい情報提供を行う。
- ◇町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
- ◇誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ◇町民の情報収集の利便性向上のため、県が国の情報、市町村の情報、指定地方公共機関の情報等を踏まえて開設するホームページについての情報を把握し、適正に活用する。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行の最盛期をできるだけ遅らせることで、体制整備を図るための時間を確保することにつながり、流行の最盛期の受診患者数などを減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力などに関する情報や発生状況の変化、また、県の対策に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

① 個人

◇県は、県内における発生初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者などの濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)などの感染症法に基づく措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、適宜、協力する。

◇県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請(特措法第45条第1項)を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。

◇町は、町民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けることなどの基本的な感染対策を実践するよう周知を図る。

② 地域・職場

◇国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

◇県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等(特措法第45条第2項及び第3項)を行う。町は、県などからの要請に応じ、適宜、協力する。

(4) 予防接種

① ワクチン

◇ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ◇新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。
- ◇新感染症については、発生した感染症によっては、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

- ◇特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 特定接種で対象となり得る者及びその基準

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

また、特定接種は、住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

○ 特定接種で対象となり得る者

- ・ 病院、診療所、歯科診療所、薬局などの医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員(国・県・市町村)
- ・ 電気業、ガス業、水道業、銀行業、放送業、郵便業などの登録事業者の業務従事者
- ・ 登録事業者と同類と評価される社会インフラに関わる事業者の業務従事者
- ・ サービス停止等が利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響がある介護・福祉事業者の業務従事者

※ 政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

イ 基本的な接種順位

- (ア) 医療関係者
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員(国・県・市町村)
- (ウ) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者含む)
- (エ) それ以外の事業者

ウ 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の社会状況などを総合的に国において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

エ 実施主体の接種体制

原則として集団的接種とする。接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

○ 実施主体の接種対象者

- ・ 国 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国職員
- ・ 県 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
- ・ 町 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

③ 住民接種

町は、特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして町民に対し予防接種の実施が規定されており、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による「臨時の予防接種」、また、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく「新臨時接種」を行う。

予防接種を行うため必要があると認めるときは、国及び県は、医療関係者に対し、必要な協力の要請などを行う。(特措法第31条第2項及び第3項、第46条第6項)

○ 接種対象者の区分

(ア) 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者など、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者(基礎疾患を有する者・妊婦)

(イ) 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む

(ウ) 成人・若年者

(エ) 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者(65歳以上の者)

○ 接種順位の考え方

接種順位は、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

(ア) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(イ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

(ウ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置き、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

○ 接種体制

住民接種については、集団的接種又は医療機関への委託により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう国や県の情報を収集するとともに、小田原医師会などの協力を得て、接種体制の構築(医療従事者・接種場所の確保など)を図る。

○ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において、総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

① 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

② 医療体制整備(発生前)

県が設置する、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所(保健福祉事務所)を中心として、郡市医師会等の関係者からなる対策会議が設置された場合には、その会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図る。

③ 医療体制整備(発生時)

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等は、感染症指定医療機関等への入院措置が行われる。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外での新型インフルエンザ等の発生から県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、県内に「帰国者・接触者外来」を設置して診療が行われる。

県は、「帰国者・接触者相談センター」の周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の県内の医療体制に関する情報提供を行うので、町は、その情報を把握し、町民に対して周知を図る。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替えられるが、他の疾患の患者との接触を避けるなど、院内での感染拡大防止に努める。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、県などと連携して働きかける。

7 行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

現在までに得られた最新の知見を基に、国や県、他市町村及び関係機関などと連携し、随時適切に町行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

町行動計画を実効性のあるものとするには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築や、医療提供について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を町行動計画に反映させる。

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。本町では、県行動計画と同様に次の6段階とした。

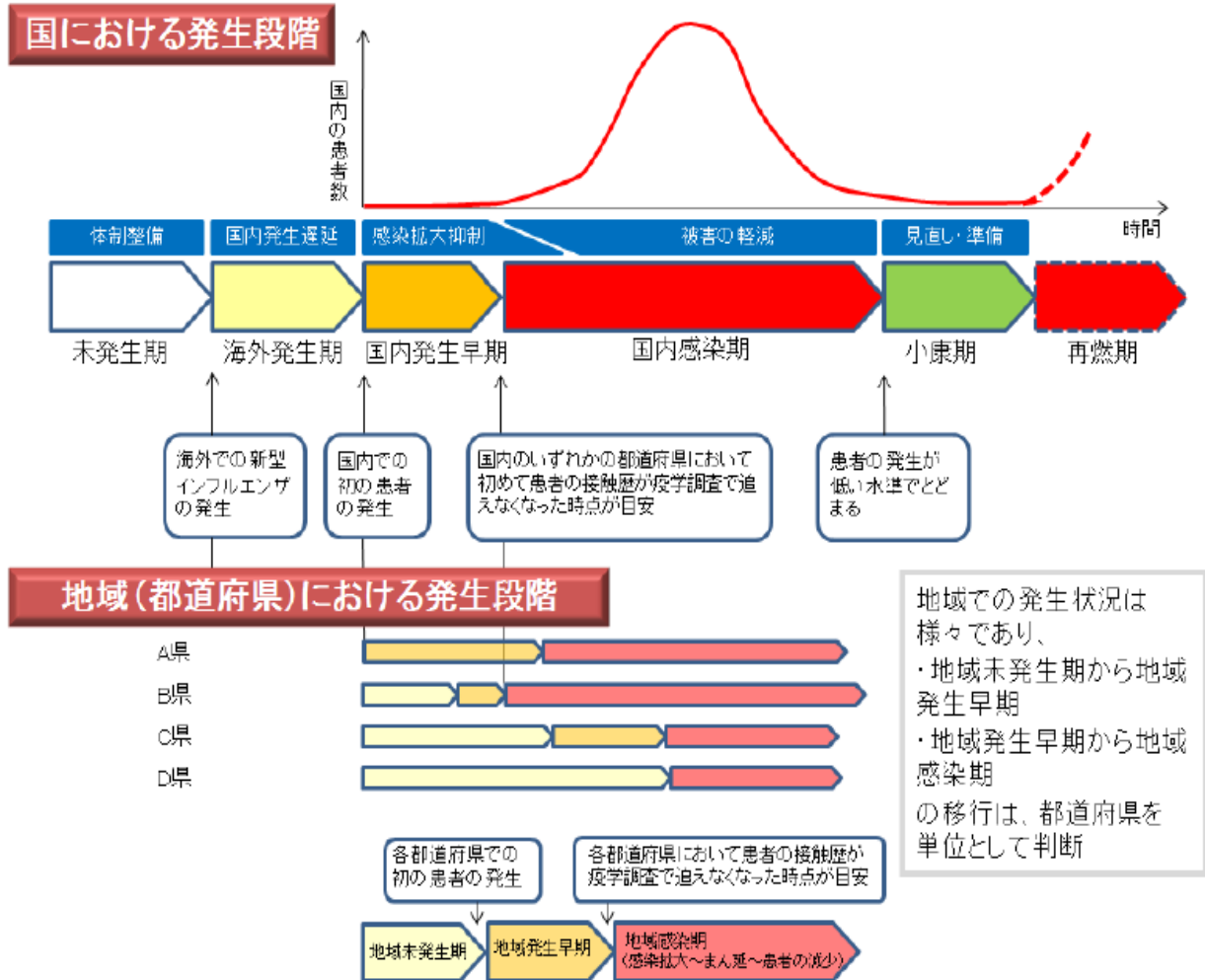
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 未発生期
 - ◇新型インフルエンザ等が発生していない状態
 - ◇海外において、鳥類などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
- (2) 海外発生期
 - ◇海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- (3) 県内未発生期
 - ◇県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
- (4) 県内発生早期
 - ◇本町もしくは県内他市町村で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- (5) 県内感染期
 - ◇県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
 - ◇感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む
- (6) 小康期
 - ◇新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策などについて、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階の移行は、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が決定し、町もこれに従う。

各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。対策の内容は、発生段階のほか、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。国内の発生段階は、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、①未発生期、②海外発生期、③県内未発生期、④県内発生早期、⑤県内感染期、⑥小康期の発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアルなどに定める。

1 未発生期

○目的

- ①発生に備えて体制の整備を行う。
- ②国、県、国際機関などからの情報収集などにより発生の早期確認に努める。

○対策の考え方

- ①新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画などを踏まえ、国、県などとの連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対策などに関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画等の作成・見直し

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画又は業務計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。(特措法第8条第7項)(健康福祉課)

② 体制の整備及び国・県との連携強化

町は、発生時に備えた初動対応体制の確立や業務計画を作成し、県、指定地方公共機関などと相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(特措法第12条)(健康福祉課)

町は、必要に応じて、警察、消防などと連携を進める。(健康福祉課、関係課)

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、県などと連携して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、ホームページ、情報配信メールなど、様々な媒体を利用し、継続的な情報提供を行う。(健康福祉課、企画課、関係課)

町は、県などと連携して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど、季節性インフルエンザにおいても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉課、関係課)

② 体制整備など

町は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞などのマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じて、ホームページ、情報配信メール、防災行政無線等、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)などについて検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(健康福祉課、関係課)

町は、新型インフルエンザ等の発生状況などについて、国及び県などから情報を入手し、町民への一元的な情報提供や十分な説明を行うための体制を整える。(健康福祉課)

町は、国及び県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口の設置準備を進める。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

① 個人における対策の普及

町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用などの咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉課、関係課)

② 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉課、関係課)

③ 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材(消毒薬、マスクなど)の生産・流通・在庫の状況を把握する仕組みを確立する。町は、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(健康福祉課)

④ 水際対策

町は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国や県等との連携を強化する。(健康福祉課)

(4) 予防接種

① 基準に該当する登録事業者の登録

町は、国の進める登録事業者の登録に関し、国が作成する登録実施要領(特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続きなどを示すもの)に基づき、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。

町は、国が行う事業者の登録申請受付け、基準に該当する事業者の登録手続きについて、県などからの要請に応じ、その取組などに適宜、協力する。(健康福祉課)

② 接種体制の構築

ア 特定接種

町は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉課、関係課)

イ 住民接種

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかに集団的接種を原則としたワクチン接種体制を構築する。(健康福祉課)

町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町外での接種を可能にするよう努める。(健康福祉課)

町は、国から示される接種体制の具体的なモデルなどを参考に、速やかに接種することができるよう、事業者、学校関係者などと協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉課、学校教育課、関係課)

ウ 情報提供

町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。(健康福祉課、関係課)

(5) 医療

① 地域医療体制の整備への協力

県が設置する、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所(保健福祉事務所)を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備への協力を行う。(健康福祉課)

② 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力

県において、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医療品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導がなされる。

本町においても、県における抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力をする。(健康福祉課)

③ 感染期に備えた医療の確保

町は、県の要請に応じ、県が行う対策や体制の整備に適宜、協力する。(健康福祉課)

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障がい者などの要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供など)、搬送、死亡時の対応などについて、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者が対象範囲となる。(健康福祉課)

② 火葬能力などの把握

町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設などについての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(総務防災課、健康福祉課、関係課)

③ 物資及び資材の備蓄など

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄並びに施設及び設備を整備する。(特措法第10条)(健康福祉課)

④ 物資供給等の確保・配付など

町は、国及び県と連携し、発生時における食料品・生活必需品等の緊急物資の確保、配分等の方法、支援を必要とする世帯への食料品等の配付方法の体制を整備する。(健康福祉課、関係課)

2 海外発生期

○目的

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況なども注視しつつ、町内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 町内発生に備えて体制の整備を行う。

○対策の考え方

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力などについて十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力などが高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ② 県などと連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備えて、対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ③ 町民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種の準備など、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化など

町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国や県などの情報の集約・共有・分析を行う。(健康福祉課)

町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合で、町対策本部長が必要と判断した時は、対策本部を設置し、国及び県が決定した基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への町の対処方針、対策などを決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。(健康福祉課、関係課)

町は、県などと連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。(健康福祉課)

② 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。(健康福祉課)

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、県などと連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策などを、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞などのマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ、メールマガジンなどにより、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(健康福祉課、関係課)

町は、県などと連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設、職場などでの感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉課、学校教育課、子育て支援課、関係課)

② 相談窓口などの設置

町は、県などからの要請に応じ、国から配布されるQ&Aなどを参考にしながら、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報を提供し、共有を図る。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

① まん延防止対策の準備

町は、町民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、県と連携して、町民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜、提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国及び県と連携し、正確な情報を提供する。(健康福祉課、関係課)

(4) 予防接種

① 接種体制

ア 特定接種

町は、国及び県などと連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対して、集団的接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。(特措法第28条)(健康福祉課、関係課)

イ 住民接種

町は、国及び県などと連携し、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」の接種体制の準備を行う。(健康福祉課、関係課)

町は、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(特措法第46条)(健康福祉課)

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉課、関係課)

② 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力

県において、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医療品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導がなされる。

本町においても、県における抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力をする。(健康福祉課)

③ 感染期に備えた医療の確保

町は、県の要請に応じ、県が行う対策や体制の整備に適宜、協力する。
(健康福祉課)

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 要配慮者対策

新型インフルエンザ等発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者等へ周知する。(健康福祉課、関係課)

② 遺体の火葬・安置体制の確認

町は、火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する場所の確認を行うとともに、遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な「非透過性納体袋」などを準備する。(総務防災課、健康福祉課、関係課)

③ 物資及び資材の備蓄など

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄並びに施設及び設備を整備する。(健康福祉課、関係課)

3 県内未発生期

○目的

- ①町内発生に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- ①町内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。
- ②国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針や県の対処方針、対策などに基づき、必要な対策を行う。
- ③国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、町においても対策本部を設置し、県内未発生であっても積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化など

町は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに、町においても対策本部を設置し、対策本部会議を開催し、県の対応等について確認するとともに、町の対処方針、対策などを決定し、関係部間の連携強化を図り、全庁一体となった対策を推進する。(健康福祉課、関係課)

② 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。(健康福祉課)

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態宣言を実施すべき期間、区域を公示する。

期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県

の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域指定に留意する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、町長を本部長とする対策本部を直ちに設置する。(特措法第34条)

【緊急事態宣言（特措法第32条）】

新型インフルエンザ等が世界のいずれかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断を踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点である程度の症例などの知見の集積が得られることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である、特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし、(特措法施行令第6条第1項)その運用にあたって海外及び国内の臨床例などの知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針など諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させる恐れがある行動をとっていた場合、その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし(特措法施行令第6条第2項)、その運用にあたって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、県などと連携して、海外発生期に引き続き、町民に対して、国内外での発生状況、現在の具体的対策、県内で発生した場合に必要な対策などを、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞などのマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ、メールマガジンなどにより、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(健康福祉課、関係課)

町は、県などと連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設、職場などでの感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉課、学校教育課、子育て支援課、関係課)

② 相談窓口の体制充実・強化

町は、県から配付される、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂版などを活用し、相談窓口の体制の充実・強化を図るとともに、県が設置するコールセンター等(24時間体制)の周知を図る。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

① 町内でのまん延防止対策

町は、県などと連携して、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の周知を図る。(健康福祉課、関係課)

町は、県などと連携して、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉課、関係課)

町は、県などと連携して、ウイルスの病原性などの状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設などにおける感染対策の実施に資する、国が示す目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(健康福祉課、学校教育課、子育て支援課)

町は、県などと連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉課)

町は、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉課、関係課)

(4) 予防接種

町は、海外発生期の対策を継続し特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報収集を行う。

県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉課)

① 住民接種

町は、県などと連携して、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者などの発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行う。(健康福祉課)

接種の実施にあたり、国及び県などと連携して、公的な施設(総合保健福祉センター、学校など)を活用するか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に速やかに「集団的接種」を行う。(健康福祉課、学校教育課、関係課)

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、次の対策を行う。

町は、県などと連携して、積極的に情報を収集するとともに、町は県からの要請に応じ、適宜、協力する。住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定にかかわらず、町は基本的対処方針の変更を踏まえて、特措法第46条の規定に基づき、町内に居住する者を対象に予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」を実施する。

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの体制強化等の情報を把握し、その情報を踏まえた上で、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
(健康福祉課、関係課)

② 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力

県において、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医療品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導がなされる。

本町においても、県における抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力をする。(健康福祉課)

③ 感染期に備えた医療の確保

町は、県の要請に応じ、県が行う対策や体制の整備に適宜、協力する。
(健康福祉課)

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 町民等への呼びかけ

町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。(企画課、観光課、関係課)

② 要配慮者への生活支援

町は、県内感染期に備え、高齢者、障がい者などの要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など)、搬送、死亡時の対応などについて、世帯把握とともに支援等の準備を行う。(健康福祉課)

③ 遺体の火葬・安置体制の強化

町は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。(総務防災課、健康福祉課、関係課)

④ 物資及び資材の備蓄など

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄並びに施設及び設備を整備する。(健康福祉課、関係課)

⑤ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を行う。

町は、町民生活及び地域経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜、協力する。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

○目的

- ①町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ②感染拡大に備えた体制の整備を行う。

○対策の考え方

- ①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策などを行う。国内で発生した新型インフルエンザ等の状況などにより、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策などをとる。
- ②医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- ③県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備など、感染拡大に備えた体制整備を急ぐ。
- ④住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑤患者数が増加した場合は、国内の発生状況と県の行動計画を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行を検討する。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化など

町は、県内未発生期に引き続き、対策本部会議を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応等について確認するとともに、町の対処方針、対策について検討を行い、関係部間の連携の一層の強化を図り、全庁一体となった対策を推進する。(健康福祉課、関係課)

② 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。(健康福祉課)

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態宣言を実施すべき期間、区域を公示する。

期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域指定に留意する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考慮される。

町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、町長を本部長とする対策本部を直ちに設置する。(特措法第34条)

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、町民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、町内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町のホームページ等の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。また、県に寄せられたコールセンター等への問い合わせ内容を把握し、町のホームページ等で情報提供を行う。(健康福祉課、関係課)

町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場の感染対策の情報について、県を通じて把握する。(健康福祉課、関係課)

② 相談窓口の体制充実・強化

町は、県内未発生期に引き続き、県から、状況の変化に応じ国が作成したQ&Aの改訂版を入手・活用し、相談窓口の体制の充実・強化を図る。また、引き続き、県が設置するコールセンター等(24時間体制など)の周知を図る。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

① 県内でのまん延防止対策

町は、県が町民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。

町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策を要請する。(健康福祉課、関係課)

町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉課、学校教育課、子育て支援課)

町は、県などと連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉課)

町は、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉課、関係課)

(4) 予防接種

町は、海外発生期(又は県内未発生期)の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報収集を行う。

県は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県などと連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉課)

① 住民接種

町は、県などと連携して、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者などの発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行う。(健康福祉課)

接種の実施にあたり、国及び県などと連携して、公的な施設(総合保健福祉センター、学校など)を活用するか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に速やかに「集団的接種」を行う。(健康福祉課、学校教育課、関係課)

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、必要に応じ、次の対策を行う。

町は、県などと連携して、積極的に情報を収集するとともに、県などからの要請に応じ、その取組みなどに適宜、協力する。また、住民接種については、緊急事態措置を実施すべき区域の指定にかかわらず、町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、町内に居住する者を対象に予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」を実施する。

(5) 医療

① 帰国者・接触者相談センターの周知

町は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの体制強化等の情報を把握し、その情報を踏まえた上で、海外発生期(県内未発生期)に引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉課、関係課)

② 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

町は、県が国と連携し、医療機関の協力を得て、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対して、必要に応じて行う抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力する。(健康福祉課、関係課)

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

・医療等の確保(特措法第47条)

医療機関並びに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者などである指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売などを確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 町民等への呼びかけ

町は、町民に対し、県内未発生期に引き続き、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。(企画課、観光課、関係課)

② 要配慮者への生活支援

町は、高齢者、障がい者などの要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など)、搬送、死亡時の対応などについて、世帯把握とともに支援等の準備を行う。(健康福祉課)

③ 遺体の火葬・安置体制の強化

町は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(総務防災課、健康福祉課、関係課)

④ 物資及び資材の備蓄など

町は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄並びに施設及び設備を整備する。(健康福祉課、関係課)

⑤ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県内未発生期と同様に、必要に応じ、次の対策を行う。

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜、協力する。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

○目的

- ①健康被害を最小限に抑える。
- ②町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

○対策の考え方

- ①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な「感染拡大防止」から「被害軽減」に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。
- ②町内の発生状況などを勘案し、実施すべき対策の判断を行う。
- ③状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況などについて周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④流行のピークの入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ⑤受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化など

町は、県が「県内感染期」に入ったことを宣言した場合には、対策本部の設置及び対策本部会議を開催し、国や県の対処方針に基づき、感染期における町の対処方針、対策を決定し、関係部間の連携の一層の強化を図り、全庁一体となった対策を推進する。（健康福祉課、関係課）

② 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。（健康福祉課）

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態宣言を実施すべき期間、区域を公示する。

期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域指定に留意する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考慮される。

町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、町長を本部長とする対策本部を直ちに設置する。(特措法第34条)

町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(特措法第38条・第39条)

(2) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

町は、引き続き、町民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、町のホームページ等の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。また、県に寄せられたコールセンター等への問い合わせ内容を把握し、町のホームページ等で情報提供を行う。(健康福祉課、関係課)

町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場の感染対策の情報について、県を通じて把握する。(健康福祉課、関係課)

② 相談窓口の体制充実・強化

町は、引き続き、県から、状況の変化に応じ国が作成したQ & Aの改訂版を入手・活用し、相談窓口の体制の充実・強化を図る。また、引き続き、県が設置するコールセンター等(24時間体制など)の周知を図る。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

① 町内でのまん延防止対策

町は、県が町民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。

町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策を要請する。(健康福祉課、関係課)

町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉課、学校教育課、子育て支援課)

町は、県などと連携して、病院、高齢者施設などの基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設などにおける感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉課)

町は、県などと連携して、公共交通機関などに対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉課、関係課)

(4) 予防接種

町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉課、関係課)

① 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県内が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

また、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて行う以下の措置に協力する。(健康福祉課、関係課)

県が、特措法第45条第1項に基づき行う、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請に協力する。

県が、特措法第45条第2項に基づき行う、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期など)の要請に協力する。

県が、特措法第24条第9項に基づき行う、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請に協力する。

町は、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。(健康福祉課、関係課)

(5) 医療

町は、国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関などから要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康福祉課、関係課)

① 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

・臨時の医療施設等(特措法第48条第1項及び第2項)

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、町も臨時の医療施設を設置する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 町民等への呼びかけ

町は、町民に対し、県内発生早期に引き続き、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。(企画課、観光課、関係課)

② 要配慮者への生活支援

町は、高齢者、障がい者などの要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供など)、搬送、死亡時の対応などについて、世帯把握とともに支援する。(健康福祉課)

③ 遺体の火葬・安置体制の強化

町は、県内発生早期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑に火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える場合に備えて、臨時遺体安置所として使用する場所を準備する。また、県は、新型インフルエンザ等による死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整のもと、広域火葬を実施する。(総務防災課、健康福祉課、関係課)

④ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、次の対策を行う。

◇サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、県が、事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけた場合には、県から情報を収集し、必要に応じて、同様の呼びかけを行う。

◇生活関連物資等の価格の安定等(特措法第59条)

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に協力する。

町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配付等を行う。

6 小康期

○目的

- ①町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

○対策の考え方

- ①第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達など、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ②第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供をする。
- ③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ① 基本的対処方針の変更、緊急事態宣言、政府対策本部などの廃止

ア 基本的対処方針の変更(国)

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び対策の縮小・中止をする措置などの対処方針を公示する。

イ 緊急事態解除宣言(国)

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。(新型インフルエンザ等緊急事態宣言を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。)

ウ 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したことなどにより新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、もしくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、国会に報告し公示する。

エ 県対策本部の廃止

県は、特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。

② 町対策本部の廃止等

町は、特措法第32条第5項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、町対策本部を廃止する。また、必要に応じて、対策本部会議を開催し、第二波の流行に備えるため、全庁一体となった対策を推進する。(健康福祉課、関係課)

③ 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画などの見直しを行う。この場合において、必要に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聴く。(健康福祉課)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

町は、引き続き、町民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(健康福祉課、関係課)

町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ等を県に報告するとともに、県が取りまとめた市町村や関係機関等から寄せられた情報等の提供を受け、必要に応じて情報提供体制を検討し、見直しを行う。(健康福祉課、関係課)

② 情報共有

町は、国及び県等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉課、関係課)

③ 相談窓口の体制の縮小

町は、県からの要請を受け、相談窓口の体制を縮小するとともに、県が設置するコールセンター等の縮小について周知を図る。(健康福祉課)

(3) 予防・まん延防止

町は、未発生期と同様に、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。(健康福祉課)

(4) 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉課、関係課)

① 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(健康福祉課、関係課)

(5) 医療

① 医療体制

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉課)

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、必要に応じ、県内感染期に講じた対策について、適宜、縮小・中止する。(健康福祉課、関係課)

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 町民等への呼びかけ

町は、必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請することに適宜、協力する。(企画課、観光課、関係課)

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、国及び県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康福祉課、関係課)

7 主要6項目別の主たる対策と役割分担

主要6項目	対策の区分	発生段階の区分						主たる担当課
		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
実施体制	○ 行動計画等の作成・見直し	●					●	健康福祉課
	○ 体制の整備及び国・県との連携強化	●						健康福祉課
	○ 実施体制の強化		●	●	●	●		健康福祉課
	○ 地域医療体制対策会議への参加		●	●	●	●		健康福祉課
	○ 町対策本部の設置・廃止等		●	●	●	●	●	健康福祉課
	○ 対策の評価・見直し						●	健康福祉課
	◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置			●	●	●		全庁
情報提供・共有	○ 継続的な情報提供・共有	●	●	●	●	●	●	健康福祉課・企画課・学校教育課・子育て支援課
	○ 体制整備など	●						健康福祉課
	○ 相談窓口などの設置・体制充実・強化・縮小		●	●	●	●	●	健康福祉課
予防・まん延防止	○ 個人における対策の普及	●						健康福祉課
	○ 地域対策・職場対策の周知	●						健康福祉課
	○ 衛生資機材等の供給体制の整備	●						健康福祉課
	○ 水際対策	●						健康福祉課
	○ まん延防止対策の準備		●					健康福祉課
	○ 町内でのまん延防止対策			●		●	●	健康福祉課・学校教育課・子育て支援課
	○ 県内でのまん延防止対策				●			健康福祉課・学校教育課・子育て支援課
予防接種	○ 基準に該当する登録事業者の登録	●						健康福祉課
	○ 接種体制の構築（特定接種）	●	●	●	●			健康福祉課
	○ 接種体制の構築（住民接種）	●	●	●	●	●	●	健康福祉課・学校教育課
	◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置			●	●	●	●	全庁
医療	○ 地域医療体制の整備への協力	●						健康福祉課
	○ 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制整備の協力	●	●	●	●			健康福祉課
	○ 感染期に備えた医療の確保	●	●	●				健康福祉課
	○ 帰国者・接種者相談センターの周知		●	●	●			健康福祉課
	○ 在宅療養者への支援					●		健康福祉課
	◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置				●	●	●	全庁
安定の生活及び地域経済の	○ 要配慮者への周知・生活支援	●	●	●	●	●		健康福祉課
	○ 火葬能力などの把握・確認・体制強化	●	●	●	●	●		総務防災課・健康福祉課
	○ 物資及び資材の備蓄等	●	●	●	●			健康福祉課
	○ 物資供給等の確保・配付	●						健康福祉課
	○ 町民等への呼びかけ			●	●	●	●	企画課・観光課
	◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置			●	●	●	●	全庁

8 発生段階別の町の主な対応

発生段階の区分	町の主な対応
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法の規定に基づき、国、県の行動計画を踏まえ町行動計画を作成 ・平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施 ・基本的な情報、感染対策を、ホームページなどを利用して提供 ・情報発信の方法、国、県からの情報入手体制を整備 ・個人、地域、職場でできる感染対策の周知 ・県の衛生資器材等の供給体制や取組みに対し、適宜協力 ・入国者に対する疫学調査等について、国、県との連携を強化 ・国の実施要領に基づき、予防接種登録事業者への周知に協力 ・県、医師会等、地域の関係者と連携し、医療体制整備へ協力 ・国、県と連携し、要配慮者への対応について、対象世帯を把握 ・国、県と連携し、火葬能力などを把握 ・国、県と連携し、物資の確保、供給、配分方法の体制を整備
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県が対策本部を設置した場合、必要と判断した際に町対策本部を設置 ・保健福祉事務所単位の会議に参加し、地域の実情に応じた体制整備に協力 ・海外での発生状況、感染対策などを情報提供し、注意喚起 ・国作成のQ&Aを参考に、相談窓口を設置 ・マスク着用、手洗い、うがいなど、基本的な感染対策の普及を図る ・国、県と連携し、特定接種、住民接種の準備を進める ・県が設置するセンターの設置状況を把握し、必要な者への受診を周知 ・県が行う流通体制整備に協力 ・県が行う対策や体制整備に協力 ・海外での発生状況について、要配慮者へ周知 ・一時的に遺体を安置する場所を確認 ・必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄等を整備
県内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに町対策本部を設置 ・保健福祉事務所単位の会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図る ・国内での発生状況、県内発生した場合の対策を情報提供し、注意喚起 ・国作成のQ&A改定版の活用、県が設置するコールセンターを周知 ・県と連携し、町民、事業所、福祉施設などに対し基本的な感染対策を周知 ・町内に居住する者を対象に集団的接種を行う ・県が設置するセンターの設置状況を把握し、必要な者への受診を周知 ・県が行う流通体制整備に協力 ・県が行う対策や体制整備に協力 ・食料品、生活必需品等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける ・県内感染期に備え、要配慮者への生活支援、世帯の把握 ・必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄等を整備

第3章 各段階における対策

発生段階の区分	町の主な対応
県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに町対策本部を設置 ・県の対応等を確認し、町の対処方針、対策を検討し、全庁一体の対策 ・保健福祉事務所単位の会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図る ・国内外での発生状況、町内で発生した場合の対策を情報提供し、注意喚起 ・国作成のQ&A改定版の活用、相談窓口体制の充実、強化 ・学校、保育施設等の対応強化、病院、高齢者施設の感染対策強化 ・県と連携し、新臨時接種の実施について情報収集すると同時に、特定接種・住民接種を進める ・県が設置するセンターの設置状況を把握し、必要な者への受診を周知 ・食料品、生活必需品等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける ・県内感染期に備え、要配慮者への生活支援、世帯の把握 ・遺体の一時安置場所、保存作業等に必要な人員確保の準備 ・必要な医薬品、その他の物資及び資材の備蓄等を整備
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・国が緊急事態宣言を行った場合、直ちに町対策本部を設置 ・国、県の対処方針に基づき、感染期における町の対処方針、対策を決定 ・保健福祉事務所単位の会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図る ・特措法に基づく、他の地方自治体による代行、応援等の措置を活用 ・個人一人ひとりがとるべき行動を、理解しやすく周知 ・国作成のQ&A改定版の活用、相談窓口体制の充実、強化 ・予防接種法に基づく新臨時接種を進める ・県と連携し、公共交通機関などに対し、利用者への感染対策を要請 ・食料品、生活必需品等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける ・要配慮者への生活支援、世帯の把握等、支援を強化 ・県広域火葬計画に基づき、広域火葬を実施
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が解除された場合は、町対策本部を廃止 ・これまでの各段階における対策を評価し、必要に応じ行動計画を見直す ・第一波の終息、第二波発生の可能性について、情報提供 ・相談窓口の体制を縮小し、県が設置するコールセンターの縮小を周知 ・予防接種法に基づく新臨時接種を進める ・国、県と連携し、流行の第二波に備える ・食料品、生活必需品等の購入にあたり、適切な行動を呼びかける

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。

人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

- ・ 県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、対処方針について協議・決定し、関係機関の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限に止めるような確かな措置を講じる。
- ・ 県は、家きんなどへの防疫対策として、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」、「高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染防止対応マニュアル」及び「食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生(疑い)時連絡体制」に基づき対応し、患者発生時においては、「鳥インフルエンザ(H5N1)対応ガイドライン」により対応する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス
県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。
- ② 情報収集
県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

県は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

① 疫学調査、感染対策

- ・ 県は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床などの専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ・ 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導など)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底など)などを実施する。
- ・ 県は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。
- ・ 県警本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動などを行う。

(5) 医療

① 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・ 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与などによる治療を行う。
- ・ 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析などを実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、県衛生研究所においても検査を実施する。
- ・ 県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)について、入院その他の必要な措置を講ずる。

② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO(世界保健機構)が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県は、海外からの帰国者などで、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、県に情報提供するよう医療機関などに周知する。
- ・ 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策などについて、医療機関などに周知する。

1 用語解説(アイウエオ順)

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずらなど、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状などを有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状などを有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局(OIE)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥)の疾病。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋などをいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率(MortalityRate)

ここでは、人口10万人あたりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時などに、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

平成21年(2009年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成23年(2011年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者などに対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療などを行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を越えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物などに濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者など

個人防護具(PPE)を装着しなかった又は正しく着用しない等、必要な感染防止なしで、症例(患者(確定例)、疑似症患者)の診察、処置、搬送などに直接かかわった医療関係者や搬送担当者。

ウ 汚染物質への接触者

症例(患者(確定例)、疑似症患者)由来の血液、体液、分泌物(痰など(汗を除く。))などに、必要な感染予防策なしで接触した者など。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例(患者(確定例)、疑似症患者)と接触があった者。

○ 発病率 (AttackRate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

○ PCR (PolymeraseChainReaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(ReverseTranscriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

2 特定接種の対象となる地方公務員

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	箱根町における職種	担当部署
町対策本部の意思決定、総合調整などに関する事務	町対策本部員	—
町対策本部の事務	町対策本部事務局職員	健康福祉課
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	健康福祉課職員 町保健師	健康福祉課
新型インフルエンザ等対策に必要な町の予算の議決、議会への報告	町議会議員	議会事務局
地方議会の運営	町議会事務局職員	議会事務局

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	箱根町における職種	担当部署
救急、消火、救助など	消防職員、消防団員	消防署

3 神奈川県内の感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関(1 医療機関)

病院名	住所	病床数	設置者	電話番号
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	2床	横浜市長	045-331-1961

(2) 第二種感染症指定医療機関(8 医療機関)

病院名	住所	病床数	設置者	電話番号
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	24床	横浜市長	045-331-1961
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	12床	川崎市長	044-233-5521
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	6床	平塚市長	0463-32-0015
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領866-1	6床	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	0465-83-0351
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	6床	横須賀市長	046-856-3136
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	6床	藤沢市長	0466-25-3111
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	6床※	厚木市長	046-221-1570
神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	6床	神奈川県厚生農業協同組合連合会	042-772-4291

※ 厚木市立病院は、改修工事のため1床で運用中(平成26年4月1日現在)

箱根町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年8月

発行：箱根町

編集：箱根町福祉部健康福祉課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

電話：0460-85-7790 FAX：0460-85-8124

ホームページURL：<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

Eメールアドレス：web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp